

日本労働年鑑 第52集 1982年版  
The Labour Year Book of Japan 1982

第二部 労働運動

V 合理化反対闘争

2 主要組合の「合理化」反対闘争

電機労連

電機労連では、八一年春闘のなかで、「雇用と権利を守る連帯基金」の拡充(中期運動方針=失職した組合員の援助・資金対策として総額一〇億円をめざす)のため、組合員一人一〇〇円のカンパにとりくんだ。

なお、「合理化」事例として、川口電機の事例をかかげておこう。  
〔川口電機(希望退職)〕

八〇年度、上半期から電電公社からの受注減による売上げの減少、および民需拡大の態勢がとれなかった会社経営が原因し、経営不振に陥った川口電機は、一九七九年一月に「会社再建案」を提案してきた。当初、九項目の「経営指標」と五項目の「会社再建基本構想案」は、雇用確保を前提としていたが、一九八〇年二月になると、経営見通しが思わしくないことを理由に、雇用安定の基本姿勢が変更された。

六月十九日、売上高に見合った必要人員の雇用安定をはかるとして会社は、「所要人員一五八名、余剰人員一四九名」という具体的人員整理案を提案してきた。川口電機労組は、当該労組、電機労連本部、福島地協、県労協からなる「川口労組合理化対策連絡会議」を結成し、この問題に対処することにした。組合は、七月九日に今後の方針として、「(1)売上げ高が減少するたびに首を切られることは許すことはできない。(2)ストライキの具体的展開と同時に『連絡会議』を中心に会社と交渉し、県など行政にも働きかける。(3)現時点においては希望退職を受け入れることはできない」ことを決定した。会社は「七月は賃金遅配は避けたいが、八月は避けられないかもしれない、よって早急に団交を持ち『再建案』を協議したい」と申し入れてきた。

七月二五日、「第二回連絡会議」を開催し、今後のすすめ方を討議した結果、連絡会議交渉団が会社側と団交をおこない、「経営体制と管理体制の強化、仕事量の拡大を前提に、労働条件の見直しおよび希望退職の募集にも一定の幅をもって対応する」旨の申し入れ書を提出した。八月二八日、第四回臨時組合大会で、「経営体制強化および希望退職募集に関する件」は、賛成一六四名、反対四四名、白紙一名で可決された。

1. 希望退職募集期間 五五年九月一日～六日
2. 退職金 (1)九月分賃金支給  
(2)退職金規程「会社都合」  
(3)予告手当 一ヵ月分支給  
(4)特別加算・「会社都合」支給額の一五%
3. 支払日 九月末日
4. 退職日 九月一〇日
5. 募集についての禁止事項  
強引な説得、肩たたき、不当労働行為に該当する行為

一九八〇年九月一日から希望退職を募った結果はつぎのとおり。  
1980年9月1日現在在籍者 1980年9月1日～6日希望退職・応募者

	男子	女子	計	男子	女子	計
飯野工場	124	120	244	49	36	85
(組合員)(116)	(115)	(231)	(45)	(35)	(80)	
東京本社		38			17	
合計		282			102	

一〇月に入り、労働協約を組合案どおり「一部改正」することを労使で確認(実施一一月一日)。

希望退職者の退職金は九月三〇日に支払われる約束だったが、会社の資金繰りのメドが立たず、前日になってから延期の申し入れがなされた。組合は「第八回連絡会議」を緊急に開催し、「連絡会議」は徹夜で会社と交渉し、「解雇予告手当三〇日分、九月分賃金未払二〇日分」を一〇月三日に、残る分を一一月一五日に支払う旨の再協定をおこない施行された。

一二月二五日、第三四回定期大会を開催し、「合理化」闘争の総括をおこなった。また席上、福島地協がとりくんだ支援、連帯のカンパが手渡された。電機労連本部からは「雇用と権利を守る連帯基金」から二〇万円、「闘争支援・連帯見舞金」一二万円、「年末一時金闘争見舞金」五万円が交付された。一九七九年一一月から始まった「合理化」闘争は、一年あまりを経て、ようやく終結した。

## 全造船機械

全造船機械傘下では、中小造船の企業再建、解雇撤回の闘争が長期に展開されている事例がいくつもある。ここでは、七八年七月、会社更生法申請いらい、三年にわたる闘争となっている佐伯造船の事例を紹介しておこう。

### 〔佐伯造船再建闘争〕

臼杵鉄工はもとは、田中一族によって一九一九年設立された造船所で佐伯造船所と臼杵(同盟重機)両工場をもつ。一九六七年、石播はおりからの造船ブームのなかで、名古屋造船につぐ「第三の合併」をねらって、臼杵鉄工を乗っ取るが、倒産前、たとえば七六年三月期では年間四五七億円の売り上げをほこり中堅造船としてピーク時には本工一四八〇人、下請一二〇〇人が働いていた。

ところが、七〇年代後半、造船不況の到来とともに、石播は佐伯の船をキャンセル、つぎつぎ引きあげ、臼杵は七八年七月には会社更生法を申請して事実上倒産。これにたいし、企業再建闘争も急速にもりあがった。七九年七月の指名解雇の強行にたいし二万二〇〇〇人にのぼる「撤回させる会」が発足。この間、石播本社攻めの東京総行動は七次に及んだ。とくに、八〇年の三・二三大分県一万人集会、五・二五全国一万五〇〇〇人集会の成功は佐伯の労働者への最大の激励となり、石播の受注妨害、管財人の受注サボにたいして県民世論の批判を高め、再建第一船の契約、これを契機として五八名が「貸付工」として職場復帰を実現した。

また八一年に入り、指名解雇撤回、佐伯再建をめざす三・一五現地大集会が、一万二〇〇〇名を結集して大分県庁前広場でひらかれた。この間、管財人の辞任(三月一〇日)もあったが、三月三一日には、県や市や地元関係者が集まり、「再建のためにあげて協力する」との合意がなされ、その線にそって新管財人の人選がすすめられた。その際、新しく選ばれる管財人にはすべての関係者が協力し、解雇問題は裁判所に一任して、一日も早く再建させていくことになった。そして四月二三日、福田管財人が、新しく選任された。そして、大分地裁の裁定が注目されることになった。

佐伯造船の再建をめぐる、大分地裁は五月二〇日、要旨つぎのような裁定をおこなった。それによると、(1)解雇された五六名は円満に退職したものとする、(2)五六名のうち、のちに管財人が指名

する四七名について六月一日付をもって本工として新規採用する、(3)新規採用の指名を受けなかった九名は円満に退職したものとする、という内容のもの。

かくして、佐伯造船所の再建、存続は確保したものの、新たに九名の復職闘争を展開しなければならないという局面に入っている。

## 合化労連

合化労連傘下では、八〇年八月、燐化学が倒産し、組合は再建闘争に入った。また八〇年秋から八一年春にかけて、染料・建材・電極部門等で休業が発生した。とくに八一年に入ってから、第103表のごとく、「合理化」提案がおこなわれている。そのうち、レブロン、山梨化成は希望退職、他は関連会社への出向・配転等による人べらしである。

ここでは日本化成のたたかひの事例を紹介しておこう。

〔日本化成の反合闘争〕

まる二年間におよぶ合併合理化反対闘争をつづけてきた合化労連・日本化成労働組合は、このほどたたかひを終結させた。

日本化成と鹿島アンモニア両社の合併、日本化成アンモニア部門の廃棄——三菱グループの合理化計画が表面化したのは七八年六月。これにたいし組合側は、(1)合併反対、(2)小名浜工場存続、(3)雇用確保——を基本に、総評をふくめた全国的な支援態勢を地域ぐるみ・市民ぐるみで組織したたたかひをすすめてきた。しかし、肥料業界の状況はきびしく、経営側は合併を断念したが、日本化成のアンモニア・尿素部門の休止を決定し、ついに八〇年の六月、最新の設備を誇る両工場は停止した。これに先立ち組合側は、(1)雇用保障、(2)地域経済とくに下請に影響を与えないこと、(3)今後、雇用拡大をはかる経営方針の提示を要求。その結果、(1)人員整理はしない、配転は労使協議のうえおこなう、(2)関連企業への影響はなく、下請でも首切りはしない、(3)新規起業は前向きに検討していく——ことで合意。組合側は、反合闘争の終結を決定した。

このたたかひの最大の特徴は、かつてない市民ぐるみの運動に発展したこと。革新市政(いわき市)の条件を有利に生かし、合併合理化が地域経済に及ぼす影響を克明に分析。地域の全勤労階層の利害の関連を明らかにし、自治体はもとより商工会をふくむ地域住民との連帯の道をひらいたことにある。

今回の合理化攻撃は、輸出環境の変化により過剰設備をかかえた肥料業界が「整理」をよぎなくされ、それに乗じた三菱グループが企業の整理統合により日本最大の肥料会社を設立しようとするものであった。一人の首切りも出さなかったことは大きな成果といえよう。

日本労働年鑑 第52集 1982年版

発行 1981年11月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年9月18日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1982年版(第52集)【目次】 次のページ → ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---